

平成 30 年度 宍粟市手話施策推進方針 事業評価シート			
事業名	手話教室講師派遣事業	事業期間	平成 28※ ~ 令和

※本事業は、H28年度は試験的な実施とし、H29年度より要領を策定のうえ本格的に実施

計画	手話施策推進方針の位置づけ	施策	手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項
		方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供
	事業	対象	市内学校・園所及び高等学校、市内各種地域団体及び事業所、その他宍粟市内に住所を有する者、宍粟市内の事業所に勤務する者及び宍粟市内で活動を行う者で構成する5人以上のグループ
		目的 (期待される効果)	市内学校園所等に講師を派遣し、手話教室を実施することで受講者1人1人が聞こえない人への理解や手話への関心を深めることで、聞こえない人と聞こえる人がお互いの人格と個性を尊重し、地域で支え合うまちづくりを推進する。
事業	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> 市内学校園所において福祉学習等のカリキュラムを活用した手話教室の実施し、幼少期から手話言語に慣れ親しむ環境づくりを推進する。 講師は、宍粟ろうあ協会と手話サークル連絡会で構成される手話教室講師派遣事業運営委員会に依頼し、実施時には「聞こえない講師」と「聞こえる講師」のペアを基本として派遣する。 教室のカリキュラム(指導計画書)は運営委員会が作成し、申請者の状況に応じてカリキュラムを調整する。 	

成果	指標	単位	見込目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
			実績							
成果	実施回数 ※派遣件数	回	見込目標	-	-	10	15	20	25	
			実績	-	3	14	19			H28参考値
成果	学校園所 実施回数	回	見込目標	-	-	7	10	19	19	
			実績	-	1	10	11			H28参考値
成果	事業所等 実施回数	回	見込目標	-	-	2	2	3	4	
			実績	-	0	0	2			
成果	受講者数	人	見込目標	-	-	200	300	650	750	
			実績	-	70	389	578			H28参考値
成果			見込目標							
			実績							
成果			見込目標							
			実績							
指標の推移等の背景・分析			<p>平成29年度より宍粟市手話教室講師派遣事業運営委員会を立ち上げて事業を実施しているが、派遣件数、受講者数ともに増加している。 また、平成30年度についてはろうあ協会と担当課で市内事業者へ手話教室を実施依頼を行い、2か所の事業所から派遣依頼を受け、少しずつではあるが学校園所以外での実施においても広がりを見せている。</p>							
事業を取り巻く環境変化の影響			<p>宍粟市手話施策推進方針において手話を学べる環境づくりについて明記 平成29年度より手話教室講師派遣運営委員会が立ち上がったことを機に、市内の手話教室においては、概ね運営委員会に派遣を依頼されている。 平成30年度では事業所、民生児童委員への手話教室も実施され、延べ受講者数も大きく増加した。</p>							

事業の実施に対する事業展開の評価・課題		
評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か	A	障害者基本法、障害者権利条約で手話が言語として明確に規定され、市民一人一人が、日本語と同様に手話を学んでいく必要がある。 特に学齢期(小中学校)において手話を学ぶことは非常に意義があるため、市の施策として手話教室を実施していくことは重要である。
(効果性) 成果につながっているか 進捗は予定通りか	A	実施回数は概ね目標どおり、受講者数については当初の見込みを大きく上回る結果となっている。 小中学校における手話教室については、市内全校での実施には至っていないため、今後も未受講校に対して直接的な依頼や周知が必要である。
(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか 受益者負担検討の余地はないか	A	当事業については、学校園所のカリキュラムとして活用できるほか、5名以上のグループであれば、年齢、性別、団体を問わず誰でも受講することが可能としている。 また、申請者の負担としては、会場の確保と機材(テレビ等)の準備があれば、教室を実施することができるため、実質的な負担は発生しない。

総合的な評価と課題	
改善	<p>これまで手話教室はボランティアの位置づけとして行われてきたが、条例に基づく市の施策として実施していくことで、本事業が単なる福祉の学習ではなく、言語の習得を目的とする事業として受講者が理解するきっかけを作ることにつながった。しかしながら、学校園所での手話教室についても全校での実施にはいたっておらず、引き続き教育現場との連携をとり理解を求めていく必要がある。 また、学校園所での手話教室は実施時期が重なる傾向があり、講師の調整に苦慮する場面も出てきている。</p>
	<p>改善の基本方向</p> <p>次年度はさらに新たな事業所等で手話教室が実施されるようろうあ協会と連携し、手話への理解を求めていく必要がある。 学校園所への手話教室についても事業が始まったばかりであるため、当面はなるべく多くの学校等から依頼が出てくるよう教育委員会と協力し、事業の周知を図る必要がある。</p>

平成 30 年度 宍粟市手話施策推進方針 事業評価シート

事業名	意思疎通支援事業	事業期間	平成	～ 令和	無期
-----	----------	------	----	------	----

計画	手話施策推進方針の位置づけ	施策	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
		方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施
	対象	聴覚に障がいのある人、聴覚に障がいのある人と意思疎通を図る必要がある者及び団体	
	事業	目的 (期待される効果)	ろう者の日常生活において、意思疎通が必要な場面に対して手話通訳者を派遣することにより、ろう者が聞こえる人と同じように情報を取得し、自己決定を行うことで、ろう者が地域で自立した生活を送ることができる。
		概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者及び要約筆記者の派遣調整 庁内手続き等での意思疎通支援、各種相談等への通訳対応 登録意思疎通支援者の登録・健康管理業務等(けいわん検診・保険加入)

指標	単位	見込目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考	
		実績								
成果	派遣件数 (全体)	件	見込目標	190	200	210	750	760	770	第5期障害福祉計画
			実績	608	743	860	832			
成果	派遣件数 (団体)	件	見込目標	-	-	400	400	400	400	計画等設定無し
			実績	158	387	417	442			
成果	設置 手話通訳者数	人	見込目標	1	1	1	2	2	2	第5期障害福祉計画
			実績	1	2	2	2			
成果	登録 手話通訳者数※	人	見込目標	-	-	18	18	18	18	計画等設定無し
			実績	18	18	17	15			
成果	けいわん検診 受診率	%	見込目標	-	-	6	6	6	6	計画等設定無し
			実績	0	10%	4	2			
成果	窓口相談件数	件	見込目標	-	-	240	300	350	350	計画等設定無し
			実績	155	231	324	531			
指標の推移等の背景・分析			<p>平成27年度に設置手話通訳者が1名配置されたことに伴い、窓口での相談件数が年々増加している。</p> <p>また、平成26年9月に派遣対象者要件(団体派遣等の追加)を見直したことにより、派遣件数(団体派遣等)も増加傾向にある。</p> <p>けいわん検診の受診勧奨については、全登録者に案内を行っているが受診率の向上には至っていない。</p> <p>平成27年度より、休日夜間等の緊急時に対応するため、派遣体制の構築、緊急携帯の設置し、平成30年度よりタブレット端末を1台設置しビデオ通話による対応を開始</p> <p>※登録手話通訳者のうち、有資格者は6名(手話通訳士3名、手話通訳者3名)</p>							
事業を取り巻く環境変化の影響			<p>第5期宍粟市障害福祉計画：平成30年度～令和元年度</p> <p>本計画では、基本的な考えとして、「自己決定の尊重と意思決定の支援」に必要な配慮を行っていくこととしており、意思疎通支援者の派遣を通して、ろう者の意思疎通、自己決定を支援する体制の充実が求められる。</p> <p>平成28年度に手話施策推進方針を策定し、ろう者が聞こえる人と同じように情報を取得し、生活のあらゆる場面で容易に意思疎通ができるよう手話の使いやすい環境づくりを推進していく必要がある。</p>							

事業の実施に対する事業展開の評価・課題		
評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か	A	障害者基本法において「手話」は日本語と同じ1つの言語として認められており、ろう者との意思疎通には、手話通訳が必要不可欠である。 また、ろう者でも日本語の理解には個人差があり、日本語だけでは必要な情報が十分に得られないため、ろう者が自ら情報を取得し、意思決定を行い地域で自立した生活を送るために手話通訳者の派遣が必要である。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定通りか。	A	従来制度では、ろう者本人のみ申請対象とされていたが、平成26年9月に対象者要件の見直しを行った結果、ろう者以外からの申請・相談(団体等)が増加し、派遣件数も大きく増加した。 手話通訳者の派遣調整業務は、平成26年度まで宍粟市社会福祉協議会へ業務委託していたが、平成27年度に障害福祉担当課に手話通訳者が配置されたことで、市直営事業としてスタートした。 この結果、ろう者が直接市役所へ相談に訪れる回数が大きく増加し、派遣調整の相談以外にも健康面や各種手続き等の日常的な生活相談につながっている。
(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	B	現在、派遣費用については、全額市負担とし、待ち合わせ場所から発生する交通費、入場料等の経費については申込者が負担することとしている。

総合的な評価と課題	
改善	<p>派遣制度や手話通訳者の役割が広く周知される一方、平成27年より派遣件数が増加している。要因としては、対象者要件の見直し(家族、団体等からの申請を認める)や、設置手話通訳者の配置により行政に相談窓口ができたこと、積極的な社会参加(連続講座やクラブ活動等)による複数回の派遣が増えてきていることなどが考えられる。</p> <p>現状として、宍粟市では旧制度(コミュニケーション支援事業)より手話奉仕員を支援者として登録しており、手話通訳者の資格を有していない者が意思疎通支援者として登録されている。現行制度では、原則、手話通訳者又は手話通訳士の有資格者を登録の条件としているが、現登録者の資格取得への支援、養成のための施策が必要である。</p> <p>また、設置手話通訳者の配置により、ろう者の相談(来庁回数)が増加した。相談内容は派遣申請、生活相談、他課手続きの通訳など多岐にわたり対応している。また、設置手話通訳者は、職員への手話講座などを実施し、市職員に対する啓発など、手話言語・文化の普及、推進に係る業務も積極的に担っている。</p> <p>ろう者の相談は基本的に来庁での相談が主となっていたが、平成30年度より聞こえる人が行政に簡易な相談(問合せ)を電話で行うように、ろう者が自宅からビデオ通話で相談(問合せ)ができるようにタブレット端末を1台設置し、対応している。</p>
	<p>改善の基本方向</p> <p>正確、的確な情報をろう者に伝え、ろう者の自己決定を促すための情報保障は、手話通訳を行う上で重要である。このため、本来は手話通訳者(又は士)などの資格を有した支援者を派遣することが原則である。しかしながら、現状では、未資格の登録者が在籍しており、未資格者に対する資格取得のための施策の実施が急務とされている。</p> <p>また、派遣件数の増加に伴い、市登録の手話通訳者では派遣をカバーできない状況が生じており、引き続きひょうご通訳センターの広域派遣を積極的に活用し、調整を行う必要がある。</p> <p>また、資格取得を目標として、市登録の手話通訳者全体の資質向上を図る取り組みについても今後、更に検討が必要である。</p>

平成 30 年度 宍粟市手話施策推進方針 事業評価シート

事業名	手話奉仕員養成講座	事業期間	平成 26 ~ 令和 無期
-----	-----------	------	---------------

計画	手話施策推進方針の位置づけ	施策	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項
		方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施
	対象	聴覚障害者の自立、社会参加に理解を有する者、講座修了後に手話活動を行う意思のある者	
	事業	目的 (期待される効果)	聴覚障害、聴覚に障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。
	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムは厚生労働省が定めた「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日 障企第63号)」に対応したテキスト「手話を学ぼう 手話で話そう」を使用 ・講師は、ろう者の講師、聞こえる講師の2名体制で実施 ・講師は、ともに手話奉仕員養成担当講師に依頼 	

指標	単位	見込 目標 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		令和2年度		備考	
			基礎編	入門編	基礎編	入門編	入門	基礎	入門	基礎		
成果	受講者数	人	見込目標	20	25	30	10	15	10	15	15	計画等設定無し
			実績	31	16	9	13					
成果	修了者数	人	見込目標	-	-	-	8	12	8	12	12	計画等設定無し
			実績	27	12	9	11					
成果	実施回数	回	見込目標	-	-	-	20	20	22	20	22	計画等設定無し
			実績	20	20	21	20					
成果	手話サークル 加入者数	人	見込目標	-	3	3	4	5		5		計画等設定無し
			実績	-	8	1	5					
成果			見込目標									
成果			実績									
成果			見込目標									
成果			実績									
指標の推移等の背景・分析			<p>現在、奉仕員養成講座を2か年(入門編・基礎編)に分けて実施しており、基礎編については、原則、入門編の受講修了者に対して案内しているため、障害福祉計画に位置づけた目標値のように年々増加させることが困難な状況である。 H26以降、受講者の約7割以上が修了しており、修了率は高い水準を維持している。</p>									
事業を取り巻く環境変化の影響			<p>本事業は、障害者総合支援法第77条及び地域生活支援事業実施要綱 障発第0801002号・平成18年8月1日)において市町村必須事業として規定 第5期宍粟市障害福祉計画:平成30年度~令和2年度 宍粟市手話施策推進方針において、手話通訳者等の養成に関する施策を明記</p>									

事業の実施に対する事業展開の評価・課題		
評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か	A	<p>宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例において、言語として手話を認識し、手話を理解するための施策を推進することで、市民1人1人がお互いに人格と個性を尊重し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる宍粟市を目指すこととしている。</p> <p>このため、市が市民に対して手話を学ぶ機会を積極的に提供していく必要がある。</p> <p>また、本事業は日常生活で使用する手話語彙及び手話表現技術の習得を目的としているため、手話言語を理解することができる市民を1人でも多く養成することで、聴覚に障がいのある人が、これまで以上に安心して地域で生活することへの推進につながるため、今後も継続して実施していく必要がある。</p>
(効果性) 成果につながっているか 進捗は予定通りか	A	<p>本講座では、講義終了後に引き続き手話を学ぶための情報提供として、手話サークル等への入会を勧めている。</p> <p>受講者数こそ目標に達していないが、平成30年度は5名の受講者がサークルに加入するなど一定の成果も確認できる結果となった。</p> <p>また、講座自体を2か年に分けて実施しているため、次回講座までに4.5か月の期間が経過してしまうため、手話を使う機会の減少、延いては次回講座の参加を辞退する事例も発生している。</p>
(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか 受益者負担検討の余地はないか	A	<p>宍粟市：受講料1,000円、テキスト代別途必要 県内の利用者負担を見ると、無料から2,000円程度(テキスト代別)となっており、負担額については妥当といえる。</p>

総合的な評価と課題	
改善	<p>地域生活支援事業の必須事業として実施されているが、講座カリキュラムが2か年にわたっていることから、受講者の継続や獲得した手話を忘れてしまうなどの課題が生じている。実施期間についても冬季の積雪の影響から10月頃の終了を目処としているため、講座スケジュールの確保についても懸案事項となっている。</p> <p>令和元年度より入門編・基礎編を同年に実施が実現し、毎年度新規受講者を獲得することが可能となった。</p>
	<p>改善の基本方向</p> <p>新規受講者確保のために、はじめての手話教室などの事業を活用し、手話に関心を持つ市民を獲得する方法が必要となる。また、事業者や医療機関、消防署職員への手話教室を実施していく中で専門職の中から講座受講につながるようなアプローチを行っていく必要がある。</p> <p>加えて、今年度より近隣市町において奉仕員養成講座担当講師連続講座が開催されるため、設置通訳者等に受講を促し、講師の養成を行っていく必要がある。</p>

平成 30 年度 宍粟市手話施策推進方針 事業評価シート

事業名	手話通訳者全国統一試験対策講座	事業期間	平成 26 ~ 平成 無期
-----	-----------------	------	---------------

計画	手話施策推進方針の位置づけ	施策	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項
		方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施
	事業	対象	手話通訳者全国統一試験受験者
		目的 (期待される効果)	手話通訳者の資格取得のため、手話通訳者全国統一試験を受験する者に対して、試験対策に特化した講座を実施し、手話通訳者の資格取得を推進する。
	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> 試験(12月第1土曜日)前の期間に実施 講師は、(公)兵庫県聴覚障害者協会(以下、「兵聴協」)へ依頼(H28~) H28年度より対象者要件を本講座実施年度に手話通訳者全国統一試験を受験者(受験申込者)に見直し 	

指標	単位	見込 目標 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	備考	
			成果	受講者数	人	見込目標 実績	- 12	- 6		10 6
成果	受験者数	人	見込目標 実績	- [3]	- 6	10 6	10 5	10 -	10 -	計画等設定無し
成果	合格者数	人	見込目標 実績	- 1	- 0	1 1	1 1	3 -	3 -	計画等設定無し
成果	実施回数	回	見込目標 実績	- 6	- 3	4 4	4 4	4 -	4 -	計画等設定無し
成果			見込目標 実績				- -	- -	- -	
成果			見込目標 実績				- -	- -	- -	
指標の推移等の背景・分析			<p>受講者の募集については、宍粟市意思疎通支援事業登録者及び市内手話サークル等に受講案内を送付し募集を行った。</p> <p>平成28年度より、受講者要件を事業目的、受益者負担などを考慮し、手話通訳者全国統一試験を受験を必須要件とする方法に変更した結果、受講者数は半減した。</p> <p>講座回数については、事前に講師と調整のうえ決定している。</p> <p>平成28年より兵庫県聴覚障害者協会に講師を依頼し、カリキュラム等の調整を行っている。</p>							
事業を取り巻く環境変化の影響			<p>宍粟市手話施策推進方針において、手話通訳者等の養成に関する施策を明記</p> <p>平成28年度より宍粟市意思疎通支援事業の登録要件を見直したことに伴い、原則手話通訳士及び手話通訳者の資格を有する者を登録の条件としており、市として手話通訳者全国統一試験の受験、合格のための施策を推進していく必要がある。</p>							

事業の実施に対する事業展開の評価・課題		
評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か	A	ろう者と聞こえる人が円滑に意思疎通を図るためには、手話通訳が必要となるが、手話通訳者の養成(資格取得)は容易ではなく、時間(年単位)を必要とするため、市が資格取得に必要な施策を実施、推進していく必要がある。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定通りか。	B	平成30年度合格者1名(宍粟市登録手話通訳者) 手話通訳者の資格取得が容易でないことから、今後も継続的に実施していく必要がある。カリキュラムについては、講師(兵聴協)と調整のうえ、目的に即した内容で実施した。 【参考】 H30合格率 県平均21.6%、全国平均17.9%、宍粟市33.3%
(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	A	受講料:1,000円 市で実施する様々な講座については、自分の技能、研鑽につながるものについて一定の負担を求めており、本事業についても平成30年度より参加費を徴収する。

総合的な評価と課題	
改善	<p>講座は兵聴協に講師を依頼し、試験本番に近い内容で実施しているが、試験は難易度の高く短期間で成果を出すことは難しく、継続的に実施していく必要がある。</p> <p>また、受講要件を試験受験者のみとしたことで、受講者の目的意識がより明確となった。</p> <p>試験対策講座は試験直前に実施されるが、資格取得には継続した学習、研鑽が求められるため、受講者へのアンケートなどを行い、ニーズに合わせた事業を展開していく必要がある。</p>
	改善の基本方向
	<p>現状の事業内容を維持する。講座内容については、兵聴協と十分調整のうえカリキュラムの作成を行う。</p> <p>意思疎通支援事業に登録している支援者(未資格者)については、引き続き積極的な受講・受験勧奨を促す。</p>